

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的

法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

- 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月奈良県条例第二十八号）第二条第二項第三号
- 二 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月奈良県条例第二十九号）第二条第二項第三号

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。